

おきなわ航空関連産業クラスター形成推進会会則

(名称)

第1条 本会の名称は「おきなわ航空関連産業クラスター形成推進会」とする。

(目的)

第2条 本会は、沖縄県や国内外の企業等が連携し、航空機整備を中心に周辺産業を含めた航空関連産業が集積するクラスターの形成に向け、相互に協力して取り組み、航空関連産業の振興を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 本会における「航空関連産業」とは、沖縄県航空関連産業クラスター形成アクションプラン（2019年3月策定）において示した、航空機整備を中心とし周辺産業を含めた産業とする。

(取組内容)

第4条 本会は、第2条の目的を達成するために、次の取組を行う。

- (1) メールマガジンやWEBサイト等を活用した情報発信
- (2) 企業間の連携による生産性向上、競争力向上に資する活動
- (3) 広報周知、販路開拓を促進するため、プロモーション活動への参加
- (4) 航空関連産業を担う人材育成・確保の取組
- (5) 航空関連産業への新規参入を目指す企業の発掘及び立地支援
- (6) 前各号に掲げるもののほか、本会の目的を達成するために必要な取組

(会員)

第5条 本会の会員の種別及びその定義は、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 正 会 員：沖縄県内に立地し、航空関連産業に属する事業を行う企業及び団体の会員
- (2) 準 会 員 1：沖縄県内に立地し、今後航空関連産業に属する事業への参入に意欲のある企業及び団体の会員
- (3) 準 会 員 2：沖縄県内に立地する意欲があり、既に航空関連産業に属する事業を行う企業及び団体の会員
- (4) 準 会 員 3：沖縄県内に立地する意欲があり、今後航空関連産業に属する事業への参入に意欲のある企業及び団体の会員
- (5) サ ポ ー タ ー：事務局及び正会員・準会員と協力して、クラスター形成に向けた活動を行う企業、団体、公的機関等の会員

(事務局)

第6条 推進会の事務局は、沖縄県商工労働部企業立地推進課に置く。

(入会)

第7条 入会を希望するものは、入会申込書を事務局へ提出し、事務局の確認を受けなければならない。

2 次の各号のいずれかに該当するものは入会できないものとする。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と認められるとき
- (2) 役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）と認められるとき
- (3) 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な関係を有するものと認められるとき
- (4) 重大な法令違反等があるものと認められるとき

(退会)

第8条 本会を退会しようとする会員は、事務局にその旨を届け出なければならない。

- 2 会員が解散し、又は破産したときは退会したものとみなす。
- 3 前条第2項に該当する者であると判明したときは退会したものとみなす。
- 4 その他本会則に違反した場合。

(会費)

第9条 本会の会費は無料とする。

(秘密保持)

第10条 本会の会員は、本会で知りえた機密事項を外部に漏らし、また、無断で使用してはならない。

(その他)

第11条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、その都度別に定める。

付則

この会則は、令和8年10月2日から適用する。

【参考】イメージ図

